送付先 Fax:03-5835-3012

MarkNext Co.,Ltd.

御 注 文 書

日付:

㈱マーク・ネクスト 御中

御社名		業態	
ご担当者様			
〒			
送付先			
Tel :			
Fax :			
e-mail :			
土日祝 受取	可能 / 不可		

＊下記の通り御発注申し上げます 。

商品コード	商品名	数量	単位
	プリンタグ・エクスプレス	12	か月分

備考;

＊ご発注に向けsheet2～3 に記載されている使用許諾契約書への同意が前提となります。
＊プリンタグ・エクスプレスは基本1年単位のご契約、更新が前提となります。
＊プリンタグ・エクスプレスはライセンス1台となります。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝ プリンタグ・エクスプレス 使用許諾 契約書 ＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

コンピュータ プログラム「プリンタグ・エクスプレス」、付属するデータおよび印刷物（以下「本ソフトウェア」といいます）をインストール、コピーまたは使用される前に、以下の条件をよくお読みください。 本ソフトウェアをインストール、コピーまたは使用すると、お客様はこれらの条件に同意し契約を締結したものとみなされます。本プリンタグ・エクスプレス使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、本ソフトウェアの使用申請をされたエンド ユーザーであるお客様と株式会社マーク・ネクスト との間で締結される法的な契約書です。本ソフトウェアには、関連するあらゆる媒体、印刷物、「オンライン」または電子形式の文書、アプリケーション、データベース、その他のソフトウェアコンポーネントが含まれます。 本契約は、お客様が何らかの方法で本ソフトウェアの使用を開始した時点で効力が発生します。

1. **使用許諾**　株式会社マーク・ネクスト（以下「当社」といいます）は、本契約に同意された法人もしくは個人のお客様（以下「使用者」といいます）に対し本ソフトウェアを1台のコンピュータにインストールし使用する権利を許諾します。使用者は「ソフトウェア」が記録されているディスクやその他の記憶媒体を所有することになりますが、「ソフトウェア」に関する著作権、その他の権利は当社が保有しています。使用者はこの契約書によって許諾されている以外ソフトウェアに関するいかなる権利をも取得することはできません。

2. **使用者の資格**　当社は次の条件を満たす使用者に対し使用ライセンスの定期的（1年毎）更新により本ソフトウェアの継続的使用を許諾します。
 2－1　本ソフトウェアの使用料をライセンスの有効期限が切れる前に支払いを済ませること。
 2－2　本ソフトウェアを利用して印刷する用紙が当社製印刷用紙であること。
 尚、本ソフトウェアを利用して指示された印刷枚数は自動的にカウントされます。

3. **本ソフトウェアの更新、及び使用料**　別途定める本ソフトウェア使用料は1年分（8/1～翌年 7/31 迄）を現金で前払いするものとします。その後は翌年４月末日までに契約解除の申し出がない限り一年単位で同契約は同条件で自動的に更新されるものとします。
 尚、次の条件を満たす使用者に対して使用料の割引（割引使用料）を適用します。
 ＊本ソフトウェア使用開始に伴い弊社ラベル用紙を一定量以上購入し、且つライセンス有効期限更新の際、弊社ラベル用紙購入実績と本ソフトウェアでカウントされる印刷枚数の差異が10％前後以内の場合、引き続き「割引使用料」の適用が認められます。
 ＊但し、既に割引使用料が適用されている場合でも、契約更新時に上記確認を行い、差異が範囲を超えている場合、次回契約更新時から「通常使用料」の適用に変更させて頂きます。

3. **使用者の権利**　この契約書の条件に従って、使用者は「本ソフトウェア」を“1台のコンピュータ”に限りインストールして使用することができます。使用者は、「本ソフトウェア」およびこの契約書に基づく「本ソフトウェア」に関するすべての権利は第三者に譲渡することはできません。

4. **使用者の禁止事項**　この契約書で許諾されていない方法で「本ソフトウェア」を使用したり、その複製物を作成したりすることはできません。使用者は「本ソフトウェア」を逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアその他の方法により「本ソフトウェア」のソースコードを追跡するような試みをすることはできません。使用者は、「本ソフトウェア」を、レンタル、リース、貸付、再頒布することはできません。また、使用者は、「本ソフトウェア」を変更したり、「ソフトウェア」の全体又は一部を使用して二次的著作物を作成することはできません。

5. 「ソフトウェア」の契約の終了　使用者は翌年４月末日までに契約解除の申し出た上、「ソフトウェア」及びそれらの複製物すべてを破棄することによりいつでもこの契約を終了することができます。使用者がこの契約書の条項のいずれかに違反した場合には、当社から通告することなく、直ちにこの契約は解除されます。使用者はこの契約の終了時には、「本ソフトウェア」及びそれらの複製物すべてを破棄しなければなりません。上記4項に記された禁止事項は「本ソフトウェア」使用終了後も有効とします。

6. 責任の範囲

６－１　当社は、過失も含めた如何なる場合においても、「本ソフトウェア」を使用又は使用不能から生じた偶発的、特別、間接損害の責任を負わないものとします。これは当社及び当社の代理人がそのような可能性を通知されていた場合にも同様です。「本ソフトウェア」の使用に起因して問題が発生した時は、如何なる場合においても、当社に責任がある場合の上限の賠償額は、使用者の損害、損失、訴訟費用等いっさいの費用を含めて、使用者が最後に支払った「本ソフトウェアの使用料」の総額を超えないものとします。

６－２　本ソフトの使用に伴って提供される植物データには、花き卸売市場の取引で標準となっているJFコード体系を基準にコード、品名、分類が整理されており、加えて科名、その他植物の生態などの当社編纂による付随情報が登録されています。従って各市場から提供される「お買い上げデータ」内にある商品がJFコードとリンクしていない場合は、当社提供のデータの参照利用はできません。

６－３　また分類体系や品名等に関し、一般に公開されているJFデータの内容に解釈の違いや登録内容にミスが有った場合でもその部分は公開内容に準じて編集されています。従って当社編纂の付随情報を含め、データの内容に関しては使用者の判断で必要と思われる修正を行った上でご利用下さい。注意点に関しては別途提供の「データの内容についての資料」をご参照ください。

６－４　当社では提供されるデータ内容に起因する如何なるトラブルに関しても保障はお受けできません。お買い上げデータ内にJFコードが適用されていない市場様に御提供頂いています当該市場コードとJFコードの変換表の登録内容に不足や瑕疵があった場合でも当社では一切の保障を致しません。

６－５　当社製レーザープリンター専用ラベル用紙はプリンターの機種や個体差に因っては印刷する際、紙詰まり、カール、印刷のズレ、発色が異なる等の事象が発生する場合があります。又、一部もしくは全面に粘着加工が施された当社製ラベル用紙はプリンター内部に粘着剤が転移付着する場合があります。これらの事象が発生した場合でも当社製用紙、当社が販売もしくは紹介したプリンターに関する一切の返品、保障はお受けできません。

7. 準拠法及び分離性　この契約書は、日本法を準拠法として同法によって解釈されるものです。この契約書の中のある条項が裁判所によって無効と判断された場合でも残りの条項は効力を有します。

8. 契約の完全合意性　この契約書は「本ソフトウェア」の使用について使用者と当社の間で取り決められた内容のすべてを記載するものであり本件に関して今までに取り交わした契約（口頭、文書の両方を含みます）に優先して適用されるものです。この契約書に関して改訂、変更がなされないものとします。

令和　　年　　月　　日

会社名　：

代表者　：　　印
住所　　：